

平成30年7月15日(日)付で、三菱UFJダイレクトの確認番号表(乱数表)による本人確認廃止等に伴い、三菱UFJダイレクト利用規定を以下の通り変更します。

現状	本件後
<b>第1条 三菱UFJダイレクト</b>	
3. 利用対象者 (新設)	3. 利用対象者 <u>(4) 利用対象者は、犯罪収益移転防止法に基づくご本人さま確認のお手続きが完了しているお客さまに限り。</u>
9. インターネットバンキングのご利用方法およびインターネットバンキング、モバイルバンキングのご利用中止方法	
インターネットバンキングのご利用にあたっては、パーソナルコンピューター等の端末機の画面上で当行所定の初回登録を行っていただきます。ただし、次項の場合を除きます。インターネットバンキングのご利用を中止する場合は、同じくパーソナルコンピューター等の端末機の画面にしたがって登録を行っていただきます。なお、モバイルバンキングのご利用を中止する場合は、モバイル機器等の画面にしたがって登録を行っていただきます。	(1) インターネットバンキングのご利用にあたっては、パーソナルコンピューター等の端末機の画面上で当行所定の初回登録を行っていただきます。ただし、次項の場合を除きます。
	(2) インターネットバンキングのご利用を中止する場合は、同じくパーソナルコンピューター等の端末機の画面にしたがって登録を行っていただきます。なお、モバイルバンキングのご利用を中止する場合は、モバイル機器等の画面にしたがって登録を行っていただきます。
<b>10</b>	
本サービスお申込み時にインターネットバンキングで使用するIBログインパスワードを登録されたお客さまは前項のご利用方法および第2条第3項(1)のIBログインパスワードの届出方法にかかわらず、以下のお取扱いとなります。	本サービスお申込み時にインターネットバンキングで使用するIBログインパスワードを登録されたお客さまは前項のご利用方法および第2条第3項 <u>第1号</u> のIBログインパスワードの届出方法にかかわらず、 <u>本サービスのお申込直後から当行所定の取引をご利用いただけます。ただし、振込等一部の取引はご利用できません。</u>
(1)～(5)	(削除)
<b>第2条 三菱UFJダイレクト</b>	
<b>1.</b>	
(2) 確認番号	(2) 確認番号 <u>(当行が特に認めたお客さまのみご利用いただけます)</u>
-	(9) <u>代表口座の店番及び口座番号</u>
(9) その他当行所定の番号等	(10) その他当行所定の番号等
<b>2. ご契約番号、確認番号</b>	
当行はお客さまが本サービスを利用する際に、ご契約カードを貸与します。ご契約カードにはご契約番号等のほかに、裏面にお客さまごとに異なった確認番号表を記載します。確認番号は取引の都度、確認番号表の中から任意の数字を当行より指定し	(1) 当行は、本サービスのご契約時に、お客さまごとにご契約番号を付与します。ご契約番号は、ご契約時の書面や画面等に表示されます。また、インターネットバンキングログイン後の画面等でもご確認頂けます。
	(2) 当行は、当行が特に認めたお客さまに対して、ご契約カードを貸与します。ご契約カードにはご契約番号等のほかに、裏面にお客さまごとに異なった確認番号表を記載します。確認番号は取引の都度、確認番号表の中から任意の数字を当行より指定します。

<p>6.ワンタイムパスワード</p> <p>(1)ワンタイムパスワードならびにワンタイムパスワードアプリおよびワンタイムパスワードカードについて</p> <p>②ワンタイムパスワードを利用することができるお客さまは、本項第2号に規定する利用申込みの時点で日本国内に居住のお客さまのうち、本項第2号に規定する利用申込みおよび利用登録を行い、これら利用申込みおよび利用登録が完了したお客さまに限り、以上の条件を満たさないお客さまは、本号1によりワンタイムパスワード以外の本条第1項に定める番号等を利用してお取引することを当行が認める場合を除き、本サービスにてワンタイムパスワード利用対象取引を行うことができません。</p> <p>③お客さまはワンタイムパスワードの利用のため本サービス一契約につきワンタイムパスワードアプリとワンタイムパスワードカードのどちらか一方を利用できるものとし、ワンタイムパスワードアプリとワンタイムパスワードカードの両方を利用することはできません。</p> <p>④お客さまは、ワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードの利用にあたって日本国の外国為替及び外国貿易法、その他の適用される輸出入関連法令及び規制、ならびに関係各国の諸法令及び規制(米国の輸出入関連法令を含みますが、これに限定されません)を遵守するものとし、ワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードを海外で使用したり海外に持ち出したり等する場合には、お客さまの責任にて行うものとし、当行に対して一切迷惑をかけないものとし、 (以下、略)</p>	<p>6.ワンタイムパスワード</p> <p>(1)ワンタイムパスワードならびにワンタイムパスワードアプリおよびワンタイムパスワードカードについて</p> <p>②ワンタイムパスワードを利用することができるお客さまは、本項第2号に規定する利用申込みの時点で日本国内に居住し<u>または当行の海外居住者向けサービス「グローバルダイレクト」をご契約</u>のお客さまのうち、本項第2号に規定する利用申込みおよび利用登録を行い、これら利用申込みおよび利用登録が完了したお客さまに限り、以上の条件を満たさないお客さまは、本号によりワンタイムパスワード以外の本条第1項に定める番号等を利用してお取引することを当行が認める場合を除き、本サービスにてワンタイムパスワード利用対象取引を行うことができません。</p> <p>③お客さまはワンタイムパスワードの利用のため本サービス一契約についてワンタイムパスワードアプリとワンタイムパスワードカードの<u>両方を利用することはできず</u>、そのどちらか一方のみを利用できるものとし、<u>ただし、「グローバルダイレクト」をご契約のお客さまは、ワンタイムパスワードアプリを利用することはできず、ワンタイムパスワードカードのみの利用に限り、</u></p> <p>④お客さまは、ワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードの利用にあたって日本国の外国為替及び外国貿易法、その他の適用される輸出入関連法令及び規制、ならびに関係各国の諸法令及び規制(米国の輸出入関連法令を含みますが、これに限定されません)を遵守するものとし、<u>「グローバルダイレクト」をご契約中のお客さまがワンタイムパスワードカードを海外で使用したり海外に持ち出したり等する場合を除き</u>、ワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードを海外で使用したり海外に持ち出したり等する場合には、お客さまの責任にて行うものとし、当行に対して一切迷惑をかけないものとし、 (以下、略)</p>
<p>(2)利用申込みおよび利用登録</p> <p>①ワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードによるワンタイムパスワードの利用申込みは、本サービスの所定の画面にて申込む方法または当行所定の書面にて申込む方法により行うものとし、お客さまがワンタイムパスワードカードによるワンタイムパスワードの利用申込みを行う場合、当行は申込みを正常に受け付けた後お客さまのお届出住所にワンタイムパスワードカードを送付します。なお、お届出住所は日本国内に限り、</p>	<p>(2)利用申込みおよび利用登録</p> <p>①ワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードによるワンタイムパスワードの利用申込みは、当行所定の書面や本サービスの所定の画面にて行うものとし、お客さまがワンタイムパスワードカードによるワンタイムパスワードの利用申込みを行う場合、当行は申込みを正常に受け付けた後お客さまのお届出住所にワンタイムパスワードカードを送付します。<u>なお、お届出住所は「グローバルダイレクト」をご契約中のお客さまを除き日本国内に限り、</u></p>
<p>(3)再発行等</p> <p>③ワンタイムパスワードカードのボタン押下時にワンタイムパスワードの電池残量が一定以下となった旨が表示された場合、お客さまは速やかに当行所定の書面や画面等にてワンタイムパスワードカードの再発行の申込みを行うものとし、当行は再発行の申込みを正常に受け付けたときは、お客さまのお届出住所にワンタイムパスワードカードを送付します。なお、お届出住所は日本国内に限り、この再発行手続きは無償で行うものとし、次号に定める手数料はかかりません。</p>	<p>(3)再発行等</p> <p>③ワンタイムパスワードカードのボタン押下時にワンタイムパスワードの電池残量が一定以下となった旨が表示された場合、お客さまは速やかに当行所定の書面や本サービスの所定の画面にてワンタイムパスワードカードの再発行の申込みを行うものとし、当行は再発行の申込みを正常に受け付けたときは、お客さまのお届出住所にワンタイムパスワードカードを送付します。なお、お届出住所は<u>「グローバルダイレクト」をご契約中のお客さまを除き</u>日本国内に限り、この再発行手続きは無償で行うものとし、次号に定める手数料はかかりません。</p>
<p>8.紛失・盗難等</p> <p>(1)以下の場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の方法により届け出てください。 ～(略)～</p> <p>②お取引の安全性を確保するため確認番号の変更を行いたい場合</p>	<p>8.紛失・盗難等</p> <p>(1)以下の場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の方法により届け出てください。 ～(略)～</p> <p>②お取引の安全性を確保するため<u>ご契約番号または確認番号表</u>の変更を行いたい場合</p>

10. 番号等の不一致の場合の利用停止	
(1)ダイレクトパスワード、確認番号、ワンタイムパスワード	(1)ダイレクトパスワード、確認番号、ワンタイムパスワード
電話または当行所定の書面や画面により「ダイレクトパスワード」の変更を行ってください。	当行所定の書面や本サービスの所定の画面により「ダイレクトパスワード」の変更を行ってください。
第16条 税金・各種料金払込	
2. 請求情報(納付情報)の収納機関への照会	
(1)払い込みにあたっては、収納機関から通知された「収納機関番号」、「お客様番号」または「納付番号」、および「確認番号」等を当行に通知してください。 ～(以下略)～	(1)払い込みにあたっては、収納機関から通知された「収納機関番号」、「お客様番号」または「納付番号」等を当行に通知してください。 ～(以下略)～
第37条 サービスの利用停止等	
不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合等当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当行は責任を負いません。	不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合や、 <u>当行が求めるご本人さま確認手続きに応じていただけない場合</u> 等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当行は責任を負いません。